

事前審査型一般競争入札公告共通事項 共同企業体

1 入札に参加する者に必要な資格

今治市建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成 17 年今治市要綱第 93 号）第 2 条第 2 号に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 共同企業体の方式は、事前審査型一般競争入札公告個別事項－共同企業体－（以下「個別事項」という。）の表中「(2)共同企業体の方式」に掲げる方式とし、自主的に結成するものとする。
- (2) 共同企業体の構成員（代表者「親」、構成員「子」）の数は、個別事項の表中「(3)構成員の数」に掲げる数とする。なお、当該工事について、他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- (3) 構成員の出資比率は、個別事項の表中「(4)構成員の出資比率」に掲げる比率以上とする。
- (4) 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
 - イ 公告日から落札決定の間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分又は今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続に基づく競争入札参加資格の認定確認を受けた者を除く。）
 - エ 今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成 17 年今治市要綱第 92 号）に基づき今治市において一般競争（指名競争）入札参加資格者として登録されている者。
 - オ 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者。
 - カ 個別事項の表中「(1)設計業務等の受託者」に掲げる受託者でなく、また、当該受託者と資本（当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。）若しくは人事面（建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合。）において関連がない者。
 - キ 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間、又は当該共同企業体の構

成員との間に資本関係（親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。）又は人的関係（一方の会社の役員が、他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている場合。）がない者。

ク次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(5) 共同企業体の代表者「親」は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 開札日から起算して過去2年間に竣工した今治市発注の工事のうち、個別事項の表中「代表者「親」 許可業種」に掲げる業種に係る工事で、65点未満の工事成績評定点を受けていない者。

イ 個別事項の表中「代表者「親」 許可業種」に掲げる業種について、法第3条第1項の規定による個別事項の表中「代表者「親」 許可区分」に掲げる区分の許可を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「代表者「親」 本店、支店、営業所等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「代表者「親」 本店、支店、営業所等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。）を有する者。

ウ 法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査（その審査の基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果、通知書の総合評定値が、個別事項の表中「代表者「親」 建設工事の種類別」に掲げる種別において、個別事項の表中「代表者「親」 総合評定値（経審）」に掲げる点数以上の者。

エ 個別事項の表中「代表者「親」 格付業種」に掲げる業種について、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱に基づく格付が、個別事項の表中「代表者「親」 格付等級」及び「代表者「親」 その他（格付）」に掲げる要件を満たす者。

オ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「代表者「親」 工事の種類等」に掲げる施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、個別事項の表中「代表者「親」 出資比率等」に掲げる比率以上の場合のものに限る。）

カ 配置予定技術者について、個別事項の表中「代表者「親」 許可業種」に掲げる業種における個別事項の表中「代表者「親」 種類」に掲げる種類及び「代表者「親」 その他」に掲げる要件を満たす者（公告日の3ヶ月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。）を専任で配置することができる者。ただし、開札日から起算して過去2年間に竣工した今治市発注の工事のうち、個別事項の表中「代表者「親」 許可業種」に掲げる業種に係る工事で、工事成績評定点が65点未満の工事

に従事した現場代理人及び監理技術者（主任技術者を含む。）の配置は認めない。
キ 構成員の内、出資比率が最大の者。

(6) 共同企業体の構成員「子」は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 開札日から起算して過去 2 年間に竣工した今治市発注の工事のうち、個別事項の表中「構成員「子」 許可業種」に掲げる業種に係る工事で、65 点未満の工事成績評定点を受けていない者。

イ 個別事項の表中「構成員「子」 許可業種」に掲げる業種について、法第 3 条第 1 項の規定による個別事項の表中「構成員「子」 許可区分」に掲げる区分の許可を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「構成員「子」 本店、支店、営業所等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「構成員「子」 本店、支店、営業所等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。）を有する者。

ウ 法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査（その審査の基準日が、開札日から起算して過去 1 年 7 月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、個別事項の表中「構成員「子」 建設工事の種類別」に掲げる種類別において、個別事項の表中「構成員「子」 総合評定値（経審）」に掲げる点数以上の者。

エ 個別事項の表中「構成員「子」 格付業種」に掲げる業種について、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱に基づく格付が、個別事項の表中「構成員「子」 格付等級」及び「構成員「子」 その他（格付）」に掲げる要件を満たす者。

オ 開札日から起算して、過去 10 年間に個別事項の表中「構成員「子」 工事の種類等」に掲げる施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、個別事項の表中「構成員「子」 出資比率等」に掲げる比率以上の場合のものに限る。）

カ 配置予定技術者について、個別事項の表中「構成員「子」 許可業種」に掲げる業種における個別事項の表中「構成員「子」 種類」に掲げる種類及び「構成員「子」 その他」に掲げる要件を満たす者（公告日の 3 ヶ月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。）を専任で配置することができる者。ただし、開札日から起算して過去 2 年間に竣工した今治市発注の工事のうち、個別事項の表中「構成員「子」 許可業種」に掲げる業種に係る工事で、工事成績評定点が 65 点未満の工事に従事した現場代理人及び監理技術者（主任技術者を含む。）の配置は認めない。

2 入札参加資格確認申請に関する事項

この入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

- イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ウ 一般競争入札参加資格等確認資料（添付書類を含む。）
- エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- オ 社会保険等の届出の義務に関する書類については、直近の総合評定値通知書の写し（上記エと併用し使用するものとする。）ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証明する次のいずれかの書類の写し等。

(ア) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

- ◆ 社会保険料納入証明書の原本
- ◆ 保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）の写し

(イ) 雇用保険の加入に関する書類

- ◆ 雇用保険料納入証明書の原本
- ◆ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書の写し

(ウ) 社会保険等の適用除外に係る誓約書

社会保険等の届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することが出来ない場合に提出してください。

カ 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種についての現在有効な建設業許可（証明書）の写し

キ 配置予定の専任技術者の確認資料等

ク その他、個別事項の表中「その他」に掲げる資料等

(2) 提出書類の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

個別事項の表中「入札参加資格確認申請書類の提出期間（参加申請書受付日時）」に掲げる期間 <必着>

イ 提出方法

社会福祉法人今治福祉施設協会へ持参、若しくは書留郵便等により提出。（レターパック・宅配便でも可）

(3) 入札参加資格の確認結果

個別事項の表中「入札参加資格確認の予定日時（確認通知書発行日時）」に掲げる日時に「入札参加資格確認申請書類」を書留郵便等により、参加表明のあった全員に通知する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認において、入札参加資格を認められた者であっても、入札日までに「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場

合には、当該入札に参加できないものとする。

3 設計図書等の閲覧、質問及び回答について

(1) 設計図書等の閲覧

個別事項の表中「設計図書等の閲覧期間」に掲げる期間中、社会福祉法人今治福祉施設協会において、CD-Rによりデータを提供するものとする。

(2) 設計図書等の質問

設計図書等の質問は、指定様式の「設計図書等質問回答書」により、個別事項の表中「設計図書等質問提出期間」に掲げる期間内に提出するものとする。

提出先 E-mail : imafuku@icknet.ne.jp CC : imafuku-jomu@md.pikara.ne.jp

(3) 設計図書等の質問に対する回答

設計図書等の質問に対する回答は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間に「設計図書等の質問」をしたメールアドレス宛てに、社会福祉法人今治福祉施設協会より回答するとともに、社会福祉法人今治福祉施設協会ホームページで公表する。

4 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

5 入札及び開札

(1) 入札、開札日時

個別事項の表中「入札、開札日時」に掲げる日時

(2) 入札、開札の場所

社会福祉法人今治福祉施設協会 今治市南宝来町1丁目9番地8

(3) 予定価格の公表

予定価格は、個別事項の表中「予定価格」に掲げる金額とする。（金額は、消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 低入札価格調査について

本件入札は、今治市低入札価格調査実施要領（平成18年今治市要領）の規定による低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象とする。

(5) 入札方法等

ア 入札書の様式は、所定の様式とし、紙入札とする。

イ 入札回数は、1回とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出すること。

オ 入札参加資格確認通知書発行後に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

6 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書と同時に入札書に記載する入札金額と一致した工事費内訳書を入札書と一緒に提出すること。
- (2) 工事費内訳書の合計金額は、端数処理は認めるが、値引きは認めないものとする。
- (3) 工事費内訳書の様式は、所定の様式のものとする。
- (4) 工事費内訳書を提出しない場合又は提出された「工事内訳書」が未記入である場合は、入札書は無効となる。

7 入札の不調

「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件を全て満たす2者以上の入札参加資格確認申請がない場合は入札不調とし、これ以降の入札を執行しないものとする。また、1者のみの応札となった場合は、入札を不調とし開札を行わないものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、契約金額の10分の1以上とする。ただし、有価証券の提供又は前払保証事業会社若しくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証書を寄託し、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、契約金額の10分の3以上とする。

9 契 約

今治福祉施設協会が作成する約款により行う。

10 支払の条件

- (1) 前金払
有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。
- (2) 中間前金払

有 個別事項の表中「前金払」に掲げる金額を請求することができる。

11 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札及び2(1)の提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札並びに今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）、今治市一般競争入札実施要領及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 開札終了後、工事費内訳書の審査を行うため、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を通知するものとする。
- (2) 落札となるべき金額で応札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、低入札価格調査を行うこととなった時は、今治市低入札価格調査実施要領に基づく調査を行った上で落札を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し、電子メール又はファクシミリにより、落札者の決定の通知を行うものとする。なお、低入札価格調査の対象者となった者が、調査の結果、失格となった場合は、速やかにその者に対し、失格の通知を行うものとする。

13 別に配置を求める技術者

低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を構成員ごとに専任で1名現場に配置を求めるものとし、必要な技術者を配置できないときは、当該入札は失格とする。

14 契約書作成の要否

要

15 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「1 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

16 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 その他

- (1) 本案件は、事前審査型一般競争入札に係る手続を行うものであり、公告に定めのない事項については、今治市契約規則、今治市一般競争入札実施要領の規定によるものとする。
- (2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

18 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出等に要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

19 工事工程表等の提出

- (1) 落札者は、設計図書及び現場状況を十分に把握した上、落札後速やかに社会福祉法人今治福祉施設協会に工事工程表を提出すること。
- (2) 落札者は、配置技術者及び現場代理人届出書を作成し、落札後速やかに社会福祉法人今治福祉施設協会に提出すること。

問合先

愛媛県今治市南宝来町 1 丁目 9 番地 8

社会福祉法人今治福祉施設協会

TEL (0898) 23-1730

FAX (0898) 22-9715

E-mail : imafuku@icknet.ne.jp

CC : imafuku-jomu@md.pikara.ne.jp